令和7年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課)

項目	名	│地域経済牽引事業の促進区域 │場合の特別償却又は法人税額 │の拡充及び延長		
税	目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 4 租税特別措置法施行令第 5 法人税 租税特別措置法第 42 条の 1 租税特別措置法施行令第 27	条の5の2 1の2	
要	・地方(仮	期限を2年間延長する。(令和 公共団体が戦略的かつ重点的 称)」とし、同分野に対する新	に支援を行う産業分野 たな枠を設ける。	
望		経済牽引事業計画の期間内(税制の適用を可能とする。	最大 5 年以内)に行っ	た設備投資につい
Ø				
内			平年度の減収見込額	精査中
容			(制度自体の減収額)	(▲10,800百万円)
<u> </u>			(改正増減収額)	(一 百万円)

(1) 政策目的

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業における設備投資を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。

(2) 施策の必要性

我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、 高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求 めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平 成29年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽 引する事業の創出を促進してきた。

本税制措置においては、これまでに 3,200 件以上の地域経済牽引事業が主務 大臣による課税特例確認を受けたところであり、これらの事業により見込まれ る設備投資は、今年度までに 9 兆円以上に及ぶ。

さらに、本税制措置を活用した事業者は、活用していない事業者と比較して、特に従業員数や売上高、給与総額、域内仕入額について有意な政策効果があったことが分かっている。全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、これらの点も踏まえると、本税制措置の適用期限を延長し、引き続き、地域経済牽引事業における設備投資を一層促進することが必要である。

また、人口減少の急激な進展に伴う地域経済の衰退を勘案すると、地域に根付く重要産業の成長を一層促進し、地域経済の基盤強化を図らなければならない。労働力不足や地方財政の逼迫など様々な課題を抱えるなかで、こうした重要産業を対象とした重点的な設備投資の促進が求められる。なお、地域の主体的かつ計画的な取組において、こうした重要産業の重点的な振興を図ることは、地域の成長発展の基盤強化を目的とするものであり、地域未来投資促進法の趣旨とも整合的である。

さらに、本税制措置では、最大 80 億円までの機械・装置等の設備投資を対象に税額控除等を行うことができるが、全国で旺盛な設備投資計画が継続する中で、一般的に投資規模が大きくなればなるほど設備投資の完了までに要する期間は長くなる。加えて、昨今の資材不足等に起因し、調達時期の遅れが課題となっていることや、深刻な産業用地不足から、農地や市街化調整区域における土地利用転換手続きを踏まえた用地の確保・設備投資を行う事業者が増えていることなどを勘案すると、従来の租特期間の 2 年間以内に設備投資を完了できないケースが多い。

新 設

拡充又

は延長

を

必要とす

由

る

玾

1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 〇地域未来投資促進法 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、 人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみ た地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域 内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に 対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事 業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を 踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援する ための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化 を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的と する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024[令和6年6月21日閣議 今 決定] 回 第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 の 2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて (地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の 要 形成) 望 2050年にかけて、都市部では高齢人口が増加する一方、地方部では人口減少が深刻化するなど、人口動態の変化の現れ方は 自治体や地域ごとに異なる。また、老朽化により更新時期を迎 えるインフラ・公共施設が一斉に増加するとともに、人口減少 租 の更なる進展に伴って、担い手不足や一人当たりでみた公共サ 政策体系 税 - ビス維持のコスト増が顕在化し、個々の自治体だけでは持続 における 可能性を確保できない地域も出現する可能性がある。 特 合 政策目的の 中で、国全体の急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策と 別 位置付け 地域の人口減少や東京一極集中に対応する地方創生の取組を政 玾 府一丸となって強力に推進して、人口の自然減・社会減に対応 措 し、地域の特性や魅力をいかした自律的な地域社会を創出して 性 置 いく。公共サービスやインフラ維持管理の広域化・共同化を進 めるとともに、DXや新技術の社会実装により地域機能やサー ビスの高度化を図り、新しい生活スタイルへ移行させていく。 12 (ビジョン達成に向けた政策アプローチ) 関 ③EBPMによるワイズスペンディングを徹底しつつ、将来の 成長につながる分野において、官民連携の下で民間の予見可能 連 性を高める中長期の計画的な投資を推進するともに、歳出改革 す に取り組み、金利のある世界に備え財政の信認を確保する。 る 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 事 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開 項 急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊か さと幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するために は、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極 集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長に つなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生 10 年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集 中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下 等の残された課題に対応するため、女性・若者にとって魅力的 な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力 に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の 新展開を図る。 企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地 域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群 政策の の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(令和

生総合戦略(2020 改訂版)]

達成目標

2年度~令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひち・しごと創

		<u>.</u>	
		租税特別措	令和8年度末まで
		置の適用又	
		は延長期間	
		同上の期間	政策の達成目標に同じ
		中の達成	
		目標	
		政策目標の 達 成 状 況	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 4 年度 実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないた め、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはで きない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況 の評価を行う。
		要望の	精査中。
		要 望 の 措 置 の	THE TO
		□ 指□ □ の ■ 適用見込み	
		迎用兄 及07	│ │ 本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合につい
			て、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、
	有		設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産
	効	要望の措置	域正未の憤極的な設備投資が促進され、地域正未の成長・王座 性向上に資するものとなり、地域経済の基盤強化が期待され
		の効果見込	ప 。
	性	み(手段とし	また、人口減少が急速に進み、地域経済の衰退が予想される たかる
		ての有効性)	なかで、地域において重要な位置付けを占める産業やまさに成
		() () ()	ことで、地域経済への強い波及効果が期待される。さらに、こ
			の際、地方公共団体においても、当該産業の振興に関する計画
			を策定する等の関与が求められることから、これまで以上に地 域経済への波及効果が期待される。
			_
		当該要望項	
		目以外の税	
		制上の措置	
		予算上の	
	相	措置等の	
		要求内容	
		及び金額	
		上記の予算	_
	当	上の措置等	
		と要望項目	
	性	との関係	
			本税制措置の適用を受けるためには、
			① 青色申告書を提出する個人または法人が、
			②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付
		## • !!! m	│ 加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果 │ │ を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経 │
		要望の措置	済牽引事業計画の承認を受けた上で、
		の妥当性	③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大
			臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受
			この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業
			の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画

		 を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤
		強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。
		地域未来投資促進法の施行日(平成29年7月31日)から令和6年5月31日までの間に、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業は、3,470件である。
		①減収額実績 <特別償却> 平成 30 年度 9 億円 令和元年度 15 億円 令和 2 年度 22 億円 令和 3 年度 24 億円 令和 4 年度 22 億円
これまでの	租税特別 措 置 の 適用実績	<税額控除> 平成 30 年度 41 億円 令和元年度 67 億円 令和 2 年度 83 億円 令和 3 年度 91 億円 令和 4 年度 86 億円
これまでの租税特別措置の適用		②適用事業者数 <特別償却> 平成 30 年度 73 件 令和元年度 136 件 令和 2 年度 151 件 令和 3 年度 143 件 令和 4 年度 141 件
週用実績と効果に関連する事項		<税額控除> 平成 30 年度 112 件 令和元年度 162 件 令和 2 年度 185 件 令和 3 年度 223 件 令和 4 年度 222 件
に 関 連		① 租税特別措置法の条項 ② 42条の11の2、68条の14の3
達する事項	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態	②適用件数(令和 4 年度) (1) 特別償却 141 件 (2) 税額控除 222 件
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	調査結果	③適用額(令和 4 年度) (1) 特別償却 253 億円 (2) 税額控除 86 億円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年から令和2年に、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群(以下「処置群」という。)について、売上高・従業員数・給与総額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。
		①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模 等が類似しており、政策措置を受ける確率(傾向スコア)が 最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチン グされた比較対象の企業群を対照群とする。 ②「差の差」の手法による政策効果の特定

		各指標について、(a) 処置群における本税制措置に係る課税 特例の確認を受けた前後 4 または 6 年間の差分と、(b) 対照群 における同期間の差分を計算した上で、(a) と(b) の差分を政 策効果とする。
		この結果、各指標について有意な政策効果が生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることは、地域企業の成長・生産性向上に寄与すると認められる。
	前回要望時 の達成目標	企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上(令和2年度~令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020改訂版)]
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい	企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和 4 年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。
	ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯		平成 29 年度:創設 平成 31 年度:延長・拡充(※1) 令和 3 年度:延長・拡充(※3) 令和 5 年度:延長・拡充(※3) 令和 6 年度:拡充(※4) (※1) 直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2) 課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域を済のサプライチェーン強靭化に資する事業を新たに支援することなどとした。 (※3) 対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業とて対象に追加等した。 (※4) 産業競争力強化法で定める特定中堅企業を対象に、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業における機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。